

税金などの特別徴収

令和6年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給される公的年金から天引き(特別徴収)します。

特別徴収(仮徴収)対象者

①令和6年2月に特別徴収(年金からの天引き)で納めている方(世帯)

令和6年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額及び保険料額と同じ額を、特別徴収(仮徴収)として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和5年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。
 ※令和6年4月から令和7年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収(納付書または口座振替で納付)に変わります。
 ※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、令和6年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。)

②令和6年4月から8月までの間に、新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方(世帯)

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収(仮徴収)の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①令和6年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①令和6年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税グループ ☎ 28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎ 28・0917	▶問合せ 保険課介護グループ ☎ 28・0100	

※対象の方(世帯)には、仮徴収額決定通知書を送付します。

※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成

愛知県後期高齢者医療制度の被保険者の皆様の健康保持・増進を目的に、次に掲げる協定保養所に宿泊する場合の宿泊費を助成します。

▶助成金額

1人1泊につき1,000円(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、全保養所合わせて4泊まで助成を受けることができます)

▶対象 愛知県後期高齢者医療制度の被保険者

▶申込み 宿泊申込時に保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日は、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証(マイナンバーカードは使用できません)と利用カードを提示してください。利用カードは、初回利用時に保養所で交付されます。精算時には、利用料金から助成金額1,000円を引いた金額をお支払いください。

後期高齢者医療制度協定保養所

場所	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎ 0562(82)0211
長野県(玉滝村)	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	☎ 0264(48)2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎ 0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南	☎ 0587(53)5555 ※予約専用番号
豊田市	豊田市百年草	☎ 0565(62)0100

▶問合せ 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 052・955・1205